慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	入会と「公有地の悲劇」
Sub Title	The right of common in prewar Japan
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1993
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.86, No.1 (1993. 4) ,p.26- 41
JaLC DOI	10.14991/001.19930401-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19930401-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」86巻1号（1993年4月）

入会と「公有地の悲劇」

寺　出　道　雄

(一) はじめに
(二) 公有地の悲劇
(三) 入会と自然資源
(四) おわりに

(一)　はじめに

本稿の目的は，総有のシステムが自然の利用において持つ特質の一端を明らかにするために，総有にもとづく山の入会について一瞥することによって，入会を行った農民達が，いわゆる「公有地の悲劇」の発生を避けるために，どのような工夫を行っていたかを検討することである。

以下，(二) の公有地の悲劇では，その概念になじみのない読者のために「公有地の悲劇」とはなにかを紹介する。(三) の入会と自然資源では，総有のシステムについて紹介するとともに，「昭和五年　全国山林原野入会慣行調査資料」の長野県編によって，日本の現実的な入会慣行の自然資源の利用の上での意味について検討する。さらに，(四) のおわりにでは，以上の展開を要約する。

(二)　公有地の悲劇

ある土地に存在する生物的資源――ある草地の草や，土地に水面も含むものとして，ある湖の魚，等――の重量で計った自然成長量（G）は，同じく重量で計ったそのストックの量（b）の関数であるとしよう。

$$G = G(b)$$

である。[1]

注（1）　以下，Gordon〔2〕，Neher〔6〕第1章，参照。ここでは「公有地の悲劇」の一般的な展開が問題ではないので，説明は，基本的にNeherに従い，各関数形はその生物経済学で通常用いられる例示によって特定する。

今，それは逆U字型であるとし，例示のために，Neher にしたがって，

$$G = Bb(\bar{b} - b) \qquad ①$$

とする。ここで，B，$\bar{b}$ は正の定数である。①を図示すると，図1のようになる。

図1

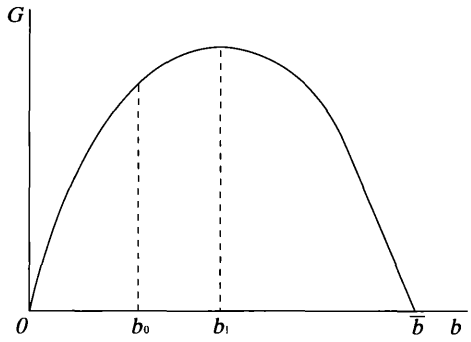

図1に示されるように，資源のストックの量が小さいときと大きいときには，その成長量は小さく，$b_1 = 1/2\bar{b}$ を頂点として，中間では大きくなる．これは，ストックの量が小さいときには，生物の個体間のエネルギーの消費における競合は小さいものの，成長をもたらすもとの集団が小さく，ストックの量が大きいときには，成長をもたらすもとの集団は大きいものの，生物の個体間のエネルギーの消費における競合は大きいことを表現している。

①を前提として，あるストックの量から出発した資源の成長曲線を描くことができる。

$$\frac{db}{dt} = G$$

であるから，それは，b_0から出発するとすれば，図2のようになる。成長する資源は，時間の経過にしたがって，その土地の生物の収容力（carrying capacity）によって決定される最大値（$\bar{b}$）に達するのである。

図2

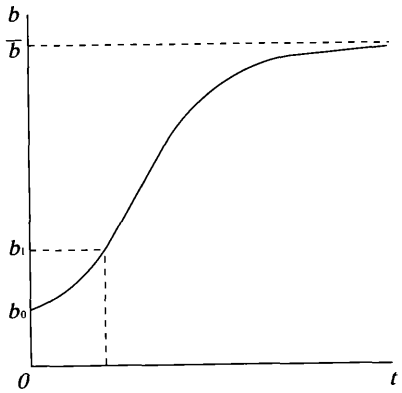

さて，ここで，人間による重量で計った資源の採取量（x）は，そのストックの量や成長に影響を与えうる大きさのものであるとしよう。

採取によって，資源の成長量は，

$$G - x$$

で決定されるようになるのである。この点を示したのが図3である。人間が$\bar{x}$の採取を行うと，資源のストックの量がb_2より小である範囲とb_3より大である範囲では，ストックの減少が生まれることになる。

図3

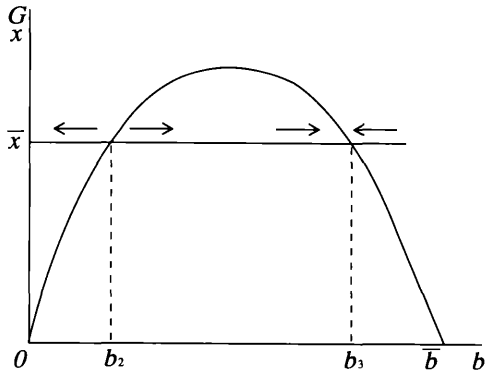

また，資源の採取は労働のみによって行われ，その採取量は採取に投じられる労働量（a）と資源のストックの量の関数となるとする。

$$x = F(a,\ b)$$

である。ここで，一定の採取量は，資源のストックの量が大であれば大であるだけ小である労働によって達成されるとしよう。

ここでも，例示のために，Neher にしたがって，それを，

$$x = Aab \qquad ②$$

とする。Aは正の定数である。

以上のように，①と②によって自然と技術の条件を確定すると，持続的産出（sustaind yield）の条件をもとめることができる。

$$G = x \qquad ③$$

であるような採取が行われれば，資源のストックの量は一定となる。図3では，資源のストックの量がb_2とb_3のとき，人間が$\bar{x}$の採取を行うと，ストックの量は一定となる。

ここでの設例においては，そうした持続的産出の条件下では，

$$a = \frac{B}{A}(\bar{b} - b)$$

という関係が存在することになる。資源のストックの量が大きければ，持続的産出のために必要な労働量は小さく，その両者は一次関数のかたちで結ばれるのである。資源のストックの量が大になっても，持続的産出量が一方的に大となるのではないことと，資源のストックの量が大になれば，採取の労働の生産性，

$$\frac{x}{a} = Ab$$

が大となることが，そうした関係をもたらすのである。

こうして，①，②，③から，資源のストックのさまざまの量が与えられれば，それに対応する資源の成長量，持続的産出量，それを採取するのに必要な労働量が決定されることになる。

その場合，注意すべきことは，先に見たように，この資源が$\overline{b}$を最大値とする自然成長の運動を行うことである。持続的産出量を前提しなければ，所与の資源のストックの量のもとで，採取の労働量が決定されれば，①，②から，採取の量と資源の成長量が決定される。人間はこの資源のストックの量を，ゼロの採取量も考慮すれば，

$$0 \leq b \leq \overline{b}$$

の範囲で選べる――そうして選ばれた点への到達がどれだけの時間を要するのか，という問題は残るにせよ――ことになるのである。そして，人間はそうして選択された資源のストックの量のもとで，持続的産出を繰り返すことができるのである。

それでは，以下においてはそうした持続的産出の状態を問題にするとして，人間はその条件下で，どのような資源のストックの量を選択していくかを考えよう。

その点をみるためには，採取の労働における剰余の総量（Π）を定義する必要がある。採取の労働を行う直接生産者の当該の資源で計った賃金率（w）は$\overline{w}$の水準で一定であるとする。

そうすると――簡単化のために，当該の資源が貨幣財となると考えて――資源で計った総収入（TR）から同じく資源で計った総費用（TC）を引いた，採取における剰余の総量は，

$$\Pi = x - \overline{w}\, a$$

で示されることになる。

ここで，資源のストックのさまざまな量に応じた総収入は，持続的産出のもとでは，資源の成長量に等しく，

$$TR = G$$

となる．それは，図1のGの曲線をそのまま用いて，図4のように示される。

また，資源のストックのさまざまな量に応じた総費用，

$$TC = \frac{B}{A}\overline{w}\ (\overline{b} - b)$$

も，図4のように示される。

さて，ここで，問題の土地に私的所有権が成立しており，その所有者は，持続的産出の条件のもとで，土地から得られる剰余を最大化することを目指して行動するとしよう。

土地所有者は，

$$\underset{b}{\mathrm{Max}}\,\Pi = x - \overline{w}\, a$$

図 4

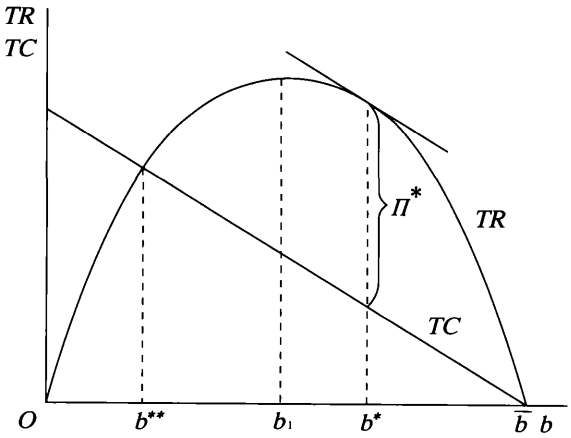

$$\text{s.t.} \quad x = Bb(\bar{b} - b)$$
$$a = \frac{B}{A}(\bar{b} - b)$$

という問題を解くことになる。

持続的産出の条件のもとで剰余を最大化しうる資源のストックの量は，図 4 の，

$$b^* = \frac{1}{2}\left(\bar{b} + \frac{\bar{w}}{A}\right) > b_1$$

である。

b^* の資源のストックの量の存在のもとで土地所有者がなすべきことは簡単である。彼は労働市場に出かけていき，$\bar{w}$ の賃金率で，b^* に対応する採取量 x^* にみあった a^* の労働を購入してもよいし，a^* の労働を支出する小作人を募集してもよい。前者の場合，彼が Π^* の剰余を手にいれることはいうまでもないし，後者の場合も，労働のみで採取がなしうるという条件のもとでは，土地での採取を目指す小作希望者の競争は Π^* の剰余を地代として析出していくであろう。

これに対して，問題の土地に私的所有権が成立しておらず，公有地として誰もが自由に利用しうるとしてみよう。

もしそこで，採取の労働が正の剰余を生むなら，そうした剰余の取得を目指して，新たに採取に参入する人間が存在することになるだろう。そして，その参入は剰余が消失するまでつづくであろう。

ここでの場合，

$$\Pi = 0$$

となる資源のストック量は，図 4 の，

$$b^{**} = \frac{\bar{w}}{A} < b^*$$

である。

図4に示されるように，b^{**}はb^{*}よりも，また，b_1よりも小である。これが，公有地の悲劇である。[2]

そして，それが悲劇であるのは，人々が①と②に示される自然と技術の条件について熟知していてもそうした事態が生じるからである。人々は来年へむけての――例えば，飼料としての――草資源の維持のために，今年の草の採取を自制すべきことを知っているし，来年へむけての魚資源の維持のために，今年の魚の採取を自制すべきことを知っている。しかし，ある人が今年採取せず，来年のためにとっておこうとする草や魚を今年のうちに他人が採取しない保証はなにもない。とすれば，その採取の労働が個人にとって公有地の外での労働より魅力のあるものである限りは，誰もが今年草や魚を採取するであろう。こうして，土地が自由に利用可能な公有地であるなら，労働の過剰な投下が行われ，結果として，資源のストックの量も，また，持続的な産出量も，土地が私的に所有される場合に比べて小さくなるのである。

（三） 入会と自然資源

（1） 生物的資源という意味での自然資源の競争的な利用による劣化を防ぐためには，その採取のための労働の量の決定に一つの統一的な意思を形成することが必要条件となるであろう。採取の労働量を意識的に決定できれば，人間はそうした自然資源のストックの量を選ぶことができ，また，そのもとで持続的産出を繰り返しえるのである。

公有地の悲劇の説明において，公有地とは「誰もが自由に利用しうる」土地として定義されていた点に注目する必要がある。そこでは，Locke 的に表現して，契約（compact）による公有ではなく，自然状態における公有が前提されていたということである。[3] そして，そのように土地への自由なアクセスが可能であるとき，公有地の悲劇が生じうるのは，そこでは自然資源の採取のための労働量の決定に統一的な意思を形成することができないからなのである。

ここで，逆U字型の資源の自然成長量の関数を前提すれば，持続的産出量を最大化する資源のストックの量が存在するときを除いて，同一の持続的産出量をもたらす2つの異なった資源のストックの量が存在することに注意しよう。自然資源の採取のための労働量の決定に統一的な意思が存在すれば，①の例でいって，

$$0 \leq x \leq G(b_1)$$

の範囲のどの産出量を選んでも，資源のストックの量を，

$$b_1 \leq b \leq \overline{b}$$

の水準に維持できるのである。しかも，資源のストックの量が増せば，採取の労働の生産性が上昇するという関係をも前提すれば，b_1より右の水準である持続的産出量を維持するためには，b_1よ

注（2） Alchian and Demsetz〔1〕，Hardin〔3〕，参照。
（3） Locke〔4〕第5章，参照。主権国家の間に広がる公海がその最も明快な例である。

り左の水準で同じ量の持続的産出量を維持することよりも，小さな労働量で足りることになるのである。そうした，採取の労働量の調整の統一的な意思を欠くために，結果として，少なくとも同一の採取量の採取を，より大きな労働量によって達成するという事態が生じるのである。

たとえ，持続的産出量が同一でも，資源のストックの量が大きいことは，より小さな労働しか必要としないのである。また，資源のストックの量が大きいことは，自然条件の悪化――毎年，同じように草を育てる雨が降るとは限らない――による産出量の予期しない減少を防ぐという意味でも，さらに，この資源が$\overline{b}$まで自然的に成長すると想定されている以上，自然の均衡という意味からも，好ましいことはいうまでもないであろう。

$$b_1 \leq b \leq \overline{b}$$

の範囲では，資源のストックの量が大であればあるだけ，持続的産出量は小になる。したがって，その範囲にある2つの異なった資源のストックの量については，少なくとも人間にとっては，どちらが好ましいか一律にはいえなくなる。しかし，b_1より右の水準である持続的産出量を維持する資源のストックの量が，b_1より左の水準で同量の持続的産出量を維持するそれより好ましいことは明らかである。

一般に，逆U字型の資源の成長量の関数と，資源のストックの量が増大すれば労働の生産性が上昇するという関係が存在するもとで，持続的産出が行われることを前提した場合，最大の持続的産出量をもたらす資源のストックの量か，それより大の資源のストックの量が実現されたとき，公有地の悲劇の発生が回避されていると改めて定義することができるであろう。持続的産出量を最大化する資源のストックの量が，採取の労働の剰余をゼロとするそれより大であり，剰余を最大化するそれより小であれば，採取のための労働量の決定に関する統一的な意思が存在しないことは，公有地の悲劇を発生させるという意味で，剰余の最大化を目指すことによって，採取のための労働量を決定する統一的な意思が存在する場合より「悪い」結果を生むのである。

そうした後者の意思は，土地に私的所有権が成立していれば，所有者個人の意思として存在する．しかし，剰余の最大化を目指すかどうかは別として，自然資源の採取のための労働量の決定に関する統一的な意思は，私的所有権のもとでのみ存在するのではない。それは複数の人間が団体を構成し，その団体が成員以外の土地へのアクセスを禁ずるとともに，成員の土地への労働の投下を調整することによっても形成しうるのである。

公有地の悲劇の例示として，しばしばヨーロッパ史上の村の公有地（commons）における共同放牧を連想させる例え話――村人は公有地に競って羊を放牧し，公有地の草は最後に放牧された小羊の重みに耐えかねて絶滅するという――がもちだされるとはいえ，そうした現実の公有地のシステムは公有地の悲劇の発生を回避する工夫を組み入れていた。

そして，その工夫がどのようなものであったかを知るためには，遠いヨーロッパの森林や草地を訪れる必要は必ずしもないのである。

（2） 日本における山利用の場合，そうした自然資源の採取のための労働量の決定に関する統一的な意思は，総合人としての性格をもった入会団体によって形成された[4]。総合人とは，団体を構成する各個人――各イエの代表者である個人――から分離，ないし，各個人と対立する定在をもたず，諸個人の連合としてのみ存在するような団体である。確かに，自然資源の利用について複数の人間が統一的な意思を形成する場合，集団的な意思決定にともなうあらゆる難問が生じることはいうまでもない。しかし，総合人としての団体は，その性格上，そうした団体の意思形成への各個人の参加を保証するメカニズムだけは持っていたのである。

そして，そうした団体の管理のもとで各個人は自然資源を利用した。そこでは，ローマ法的な所有権においては不可分のものとされ，全体として人の物に対する全面的な支配を構成する管理・処分・使用・収益の権利のうち，管理・処分の権利は団体が掌握し，個人は使用・収益の権利を有したのである。そうした，管理・処分と使用・収益の分割のあり方が，総有の端的な特質であった。

ここで，各個人の農家経営は――もちろん，そうした山や水の団体的な利用は，イエにムラの一員としてのイエという性格を反射的に与えるとはいえ――耕地の私的な所有者であった。彼らは，そうした私的な経営の補完や前提条件の維持のために山の利用を必要としたのである。水田のための肥料としての草の採取，薪の採取，炭の生産，水田への水の安定的な供給のための森林の維持，等である。こうした，各個人がその経営の自立性を基礎に，自己の経営の補完や前提条件の維持のために入会団体を構成したという事情が，そうした団体の総合人としての性格を決定し，そのもとでの所有権の質的な分割の存在をもたらしたことはいうまでもない。

もちろん，そうした入会団体を構成する諸個人による山の管理・処分・使用・収益は純粋なものとしては現れなかった。

日本において，山とその自然資源は長い間自由財でありえた。地方によって差があるとはいえ，ほぼ近世に至るまで，農民達の山に対する権利関係は「進退」という概念によって観念されてきたのである[5]。すなわち，事実上の支配による使用・収益である。しかし，土地・人口比率が変化し，また，木材や薪炭の商品化が進むことによって，山利用の密度が増せば，山に対する権利関係は管理・処分の権利を明確にふくんで構成されざるをえなくなってくる。山は自由なアクセスが可能な場ではなくなってくるのであり，管理・処分・使用・収益の団体を単位とした排他性が形成されてくるのである。山が非自由財化する過程では，山に対する権利は，さしあたり，競合的な権利の主張者から実力をもって護られなければならなかった。そのことが，山に対する権利関係を団体的なものとしたのである。

しかし，そうした排他的な権利は，一方では領主権力との，他方ではムラにはらまれた農民の階層性との関連のもとでしか形成されえなかった。山に対する権利関係の紛争の裁定が，最終的には領主権力に依存する以上，入会団体は，時として領主の支配体制の末端としての制度上の村――そ

注（4） 以下，石田〔9〕，戒能〔10〕，中田〔11〕，参照。
（5） 戒能〔10〕，参照。

れは公法人としての性格を持つ――と重合して現れ，また，その内部における，とりわけ山の管理に関する権利関係にはムラの階層性が投影されたのである。[6]

こうした複雑さは，明治期に至ってローマ法的な近代的所有権の概念が導入され，また，町村制の施行によって制度上の村の領域が変わることによって増していった。特に，近代的所有権の観念とゲルマン法的な総有にもとづく入会の現実との衝突は，地租改正以降，さまざまな問題をもたらしていくのである。

しかし，その点の検討はここでの課題ではない。ここでは，入会団体による山の支配が，各経営の前提条件の維持や補完のための山の永続的な利用を主眼とし，所有権の譲渡を予定しなかったことが，近代に至っても入会関係を存続させていったことだけを確認し，そこで自然資源の劣化の防止のために，採取量や採取のための労働の量の決定がどのように行なわれたかを見ていこう。

（3） 入会を行った農民達が，どういう性格の資源のストックの量を選びとっていたかを一律に推測することは不可能である。しかし，彼らの関心に，採取量や剰余の量――入会団体における山の利用の平等性が維持されているとすれば，それらの団体における総量――の大きさとともに，労働の生産性や，彼らが世代的な永続性を目指すイエの代表者であった以上，資源のストックの量の大きさそのものの問題が入っていたと考えることは自然であろう。

そうして選ばれた水準の実現が，先の簡単な設例が妥当するとして，そこで定義した意味での公有地の悲劇の回避を必要としていたことはいうまでもない。

その場合，自然資源の採取の総量や採取のための労働の総量の決定は，入会団体の管理権による使用・収益のルール――成文ないし不文の――の決定を通じてなされた。

「昭和五年　全国山林原野入会慣行調査資料」の長野県編[7]には，同県下23の山林原野の入会慣行が関連文書とともに挙げられている。

ここでは，まず，煩雑を避けるために，その中から，

1．各事例で，山の利用にあたって入会団体はどのような使用・収益上のルールを設けていたか（表1），

2．各事例で，入会団体は，使用・収益上のルールに従わない成員にどのような処罰を行ったか（表2），

3．その事例中に存在する，山の荒廃の実例はどのようなものであったか（表3），

を表示しよう。

（4） 表1からは，次のことを知ることができる。

多くの場合，特定樹種の木や成木の伐採は禁止されるか，厳しく管理された。これは，それらの

注（6） 戒能〔10〕，中田〔11〕，参照。

（7） 以下，福島・北條〔8〕より。

表1　長野県における入会慣行（使用・収益）

	慣行所在地	特定樹種・成木の禁伐	放牧禁止	開懇禁止	草・薪の採取期日の制限	入山口・道路の制限	採取場の制限	運搬の制限	刈り置き禁止	禁止器具	自家用限定等の制限	鑑札制
a	南佐久郡北牧村	+					+				伐木料, 炭焼料, 売草料	
b	北佐久郡伍賀村	+	+	+	+	+			+		炭焼禁止	栗に+
c	諏訪郡豊平村	+	+	+	+		+	人肩・馬背	+	鋸	自家用のみ可	
d	諏訪郡北山村				+	+	+	人肩・馬背	+			+
e	小県郡青木村	+			+				+			+
f	小県郡室賀村				+	+	+		+	鎌のみ可		+
g	下水内郡岡山村				+		+					
h	下高井郡科野村	+										
i	更級郡更級村	+	+	+	+						炭焼禁止	
j	更級郡桑原村	+	+	+	+		+		+	鎌のみ可		+
k	北安曇郡常盤村				+		+					
l	東筑摩郡中川村	+										
m	上伊那郡南向村				+				+			
n	上水内郡芋井村		+		+		+		+	鋸（草刈は鎌のみ可）	自家用のみ可	
o	南安曇郡梓村	+			−		+	背負・牛背・川流			伐木料，炭焼料	
p	下伊那郡上飯田町				+			一日一回運搬可	+			
q	下伊那郡上郷村	+					+	草は一日一駄			部落外への販売禁止	+
r	上高井郡高井村					+						
s	東筑摩郡朝日村				+					鋸		
t	上伊那郡伊那町	+	+	+	+				+		炭焼禁止	
u	埴科郡豊栄村	+		*	−							+
v	西筑摩郡大桑村	+	+	+		+	+	人肩・馬背	+	鋸		
w	東筑摩郡坂井村	+					+		+		炭焼禁止	+

注
① 福島・北條〔8〕, pp.7-236, より作成。
② 慣行所在地の配列は資料による。
③ それぞれの制限ないし禁止の慣行があるものは（+）あるいは具体的内容を示す。
④ （−）は、養蚕の発達による刈敷のための草への需要の低下により，採取の期日制限が消失した事例。
⑤ （*）は，零細土地所有層・土地無し層が地主層との争議を経て，開懇の禁止を撤廃させた事例。

表２．長野県における入会慣行（処罰）

	慣行所在地	処　罰　規　定
a	南佐久郡北牧村	罰金
b	北佐久郡伍賀村	
c	諏訪郡豊平村	入山停止（五人組も入山停止）
d	諏訪郡北山村	
e	小県郡青木村	罰金
f	小県郡室賀村	入会停止
g	下水内郡岡山村	
h	下高井郡科野村	入会停止（戸主のみでなく家族の違反でも同様）
i	更級郡更級村	
j	更級郡桑原村	入山停止，告発
k	北安曇郡常盤村	
l	東筑摩郡中川村	
m	上伊那郡南向村	「定マリタルモノナシ臨機ニ処理」
n	上水内郡芋井村	「規律ハ相互間ノ道徳ニ依リテ保持」
o	南安曇郡梓村	罰金，器具没収
p	下伊那郡上飯田町	罰金（不納の際は部落に連帯責任）
q	下伊那郡上郷村	入山停止
r	上高井郡高井村	
s	東筑摩郡朝日村	
t	上伊那郡伊那町	口頭・文書の謝罪，金品の寄付，立木伐採は告発
u	埴科郡豊栄村	告発
v	西筑摩郡大桑村	「人民相互ニ戒節シ……違背者ヲ制裁シタル事例ナシ」
w	東筑摩郡坂井村	入会停止

注
① 資料は表１に同じ。
② 処罰の慣行がある事例の内容を示し，慣行のない事例のうち特記すべき表現を括弧内に引用した。
③ 旧漢字は新漢字に改めた。

表３．長野県における山の荒廃の一例

＜c　諏訪郡豊平村の事例＞

刈敷のための草への需要が減少するにつれ、山の利用が減少し，入会団体の「規律モ……自然ニ弛緩シ立木ノ如キモ漸次ニ伐採セラレ現在ハ僅ニ最モ搬出不便ノ局所ニ散生スルニ過キ（ス）」

＜v　西筑摩郡大桑村の事例＞

「芝山ハ……田畑所有者ノ占有ニ委シツツアリシカ故ニ是等多数者ノ中ニハ自ノ芝山ヲ採草ヲ廃シテ造林ヲ為スモノアリ又稀ニハ之ヲ売買譲渡スルモノアリ」

「自由入山区域ノ山林ハ申合セ規則存スルモ林相次第ニ劣悪ドナリ荒廃ニ傾キタリ」

＜u　埴科郡豊栄村の事例＞

「維新以前ニハ本入会地ノ山嶺ヲ始メ所々ニ鬱蒼トシテ松ノ老齢林繁茂シ蓄積豊ナリシカ廃藩置県ノ当時ヨリ旧制度ノ弛緩ニ乗シテ住民カ随意ニ入山シ盛ニ濫伐シ明治十年頃ニハ殆ント伐採シ尽シ茫々タル原野ト化セリ」

「本入会地モ荒廃シタル結果収益モ漸次減少シ殊ニ遠隔ノ里村ニテハ主目的ノ薪材モ昔日ノ如ク豊富ナラス採取ノ為メ入山スルモ労賃相償ハサルニ至リシニヨリ……明治十五年四月入会関係村ノ村長ヤ戸長惣代等カ集会協議ノ上……規約ヲ制定シテ旧来ノ慣行ヲ改革シ料金ヲ徴収シ鑑札ヲ以テ入山セシムル事ニ改メ厳格ニ之ヲ実行セリ」

この結果，「入会地ノ管理モ（次一字不詳）秩序ヲ回復スルニ至レリ」

注
① 資料は表１に同じ。
② 調査時点での山の荒廃について特記されているのはｃ，ｖ，２例である。また，いくつかある明治期における入会団体の規律の弛緩と再建を示す事例から，最も明快なｕを掲載した。
③ 旧漢字は新漢字に改めた。

商品価値が高いことにもよるであろうが，農民達が，森林の保全が水田への水の安定的な供給や，洪水の防止に不可欠であることをよく認識していたことは，しばしば指摘される通りである。

また，放牧や開墾も禁止されるか，厳しく管理されることがあった。放牧や開墾を禁止する明示的な慣行を持たない場合でも，それらが事実においては行われなかった事例が多い。開墾が，ムラの零細土地所有層や土地無し層の農民の強い要求で行われた事例は，極めて興味ぶかい。ムラの耕地における土地所有の不平等は，ときとして，地主層を森林保護者に，零細土地所有層や土地無し層の農民を森林破壊者にするのである。

草や薪，とりわけ草の採取には，期日の指定をともなうことが多かった。春の刈敷のための草の採取が競争的な利用に任されるなら，結果として，その年の草の成長分を十分に利用できないことになるからである。養蚕の発達によって刈敷の草への需要が減ることによって，採取の期日指定が消滅した事例は，期日指定の意義を明らかにしている。

草や薪，とりわけ薪の採取については，それらの山への刈り置きが禁じられることが多かったことが注目される。そのことは，誰が刈った草や薪であるかをめぐる農民間の紛争の予防にも役だったであろうが，採取量の調節にも寄与したことはいうまでもない。刈り置きを禁止するとともに，山と採取者の家との運搬の方法や，往復の回数等を制限することもあった。

入山口や，まれには採取物の運搬に用いることのできる道路が制限されることもあった。これは，採取におけるルール違反を監視することにも役だったであろう。採取場の制限が資源の保全に寄与することはいうまでもない。

採取のための器具もしばしば制限された。鋸の使用禁止は成木の保護のためでもあろうが，草の採取の器具を鎌に限ることは別の意味を持っていたともいえる。先にふれたように，農民達が，自己の労働に自然がもたらす生産性の大きさに関心を持たないことはありえないであろうが，採取器具の制限は，採取物の運搬を人肩・馬背に限るとした事例等とともに，彼らが資源の保全のために生産性の上昇を意識的に抑制することがあったことを示唆している。

採取物の用途を自家用に限るとすること，あるいは，その売却を部落内に限るとすることを慣行とする事例が存在した。採取物の商品化は，採取の労働の総量の上昇をもたらすであろう。入会を行った農民達は，採取物の用途を自家用に限定することで，採取の労働量を調節することがあったのである。

炭焼きを禁止している事例もあるし，炭焼きに対して，炭焼き料を課す事例も存在した。炭が山村の重要な商品生産物であったことを考えれば，前者は採取物の商品化の禁止の一環であり，後者は採取物の商品化の際の剰余――少なくとも，その一部――を入会団体が吸収したことを意味する。また，採取した木材や草を売るとき，伐木料や売草料を徴収する事例もあった。これも，やはり，剰余の入会団体による吸収を意味している。

剰余の入会団体による吸収が，炭焼き等の労働の総量を減少させる作用を持っていたことはいうまでもないであろう。

こうした山利用の全体において，入会団体はしばしば，部落やイエに割り当てて鑑札を発行し，採取の労働の総量の大枠を直接に調節した。その場合，所によっては，採取物の運搬に用いられる馬にも鑑札が発行された。

しかし，各個人の経営が自立している限り，そうした入会団体による資源利用のルールに対する違反の可能性が存在したはずである。

表2から，その点について，次のことを知ることができる。

資源利用のルール違反に対する処罰についての明確な慣行をもたない事例が存在した。そのことの意味は，「相互間ノ道徳」によってルールが遵守されるとした事例から窺い知ることができる。(8)

ある個人が，入会団体のルールに違反して資源を採取するときの期待効用は，加法的な効用関数を前提して，その採取を発見されない確率に，採取したものの効用を乗じた値と，採取を発見される確率に，彼がそのことによって被る不効用を乗じた値の和によって決定されると想定しうる。

その場合，人々の生活の場が狭いムラに限定されていればいるほど，彼にとってルール違反を発見されたときにムラでの評判を失うことの不効用は大きいし，そうした条件のもとでは，彼がルール違反を発見される確率も大きいだろう。そのような場合には――入会団体のルールを守ることの期待効用をゼロと考えても――処罰の明確な慣行が存在しなくても，資源利用のルールは遵守されるのである。

しかし，彼がルール違反を発見されたときに被る評判の喪失の不効用が小さいか，ルール違反を発見される確率が小さいか，その双方であるなら，人々にルールを遵守させるためには，明確な処罰が必要になってくる。入会停止や一定期間の入山停止の処置や，罰金を導入した事例がそれである。採取したものの効用がルール違反を促すとすれば，処罰へのそれらの導入はルールの遵守をもたらしうるのである。

そして，そうした文化的ないし道徳的な抑制力によるルールの遵守と，処罰の導入によるルールの遵守の中間的な形態としてあるのが，口頭・文書による謝罪とともに，金品の寄付等を求めるムラ特有の「詫び」の方法を示す事例であろう。

こうした三種の事例の差異は，いわゆる「ムラの気風」によっても決定されてくるであろうし，同じ地域でも，山の利用度の変化や商品生産の発展等によっても変わりうるであろう。ここでの23事例で，明治期に明確な処罰規定を設けた事例が多いことは，そのことを示唆している。

また，ルール違反に対し，イエとして連帯責任を負うことを明示した事例，五人組が連帯責任を負うとした事例，複数部落の入会で，部落（近世の村）の一員のルール違反に対して，部落全体が罰金の支払いに連帯責任を負うことを明示した事例が存在した。最初の事例は，入会団体がイエを単位とする結合であったことを，後の二者は，それが近世における制度的な村の存在と深く結びつ

注 （8） Taylor〔7〕第7章，参照。以下では，簡単化のため，共同体内道徳を若干戯画化してとらえることになる。日本のみでなく，他の文化のもとでも，共同体的な構成の社会で「恥」が大きな意味を持つことはよく指摘されるが，共同体内道徳の意味がそのことにつきる訳ではない。

いていたことを示している。

しかし，以上のような使用・収益のルールにもかかわらず，山が荒廃することがあった。その点は，表3に示される。

先に見たように，総合人としての入会団体は，その成員と分離・対立する定在を持たないことを特徴としている。そのことは，団体に成員の自治を保証すると同時に，団体の成員が団体の自治に関心を持たなくなれば，その規律は「自然ニ弛緩」することも意味する。そこでは，団体の成員それ自身とは別に，団体の成員に規律を強制する存在はないのである。団体がルール違反に対して処罰を導入しなかったり，処罰を導入しても，その処罰が有名無実化するとき，いいかえれば，団体が自治能力を失ったとき，山は荒廃したのである。その点は，団体の自治能力の回復によって，鑑札制等が実施され，山が再生した事例――それは，公有地の悲劇の発生とそこからの脱出を見事に叙述している――からも，逆に推測できる。

団体の規律の弛緩のもとで，山の旺盛な競争的利用がつづけば，山は荒れるのである。入会の芝山が私的に占有され，売買もなされるに至った事例で，残された「自由入山区域」の山の荒廃が指摘されていることは特徴的である。

刈敷の必要が低下すること等によって，人々の山への関心が低下して，山が荒廃した事例もあるとはいえ，前者を典型的な公有地の悲劇と考えることができることはいうまでもない。

（4） おわりに

入会による山利用では，農民達は，山の管理について団体的に意思を形成し，そのもとで私的な使用・収益をなした。そこで，山が分割して私的に管理されなかったことは，一つの統一的な生態的システムが一括して管理されえたことを意味した。また，それが，ある特定の個人によって私的に管理されなかったことは，各個人の使用・収益を保証したのである。[9]

その場合，農民達の資源管理の方法は多様であった。そうした多様性は，入会団体が統一的な意思を形成しながらも，その構成員である各個人の経営の自立性に対応して，さまざまの基準で資源の採取の総量や採取の労働の総量に枠を与えていったことを示している。

そこで，入会団体によって決定された使用・収益のルールを人々に遵守させたものは，まず，その団体の成員の間の文化的な抑制力であった。そして，そうした団体の成員相互の文化的な抑制力

注（9） ここで，先に本文で示唆したように，公有地の悲劇を回避しうる「私的所有権」とは，イギリスにおけるエンクロージャー運動で形成されたそれのように，それまでの農民の利用を排除して，当該の公有地に一括して形成される「大きな」私的土地所有権であり，当該の公有地が統一的な生態的システムであるとき，それが分割されて私的に所有されれば，その自然資源の劣化が防げるかどうかは一律にはいえなくなることに注目する必要がある。イギリスにおけるエンクロージャー運動については，寺出〔12〕，参照。

なお，日本の近世において，入会地の農民間での分割が行われたとき，その百姓自林の利用がなお共同体的に規制されることがあった。（この点，磯田道史氏の御教示による。）

が，人々にルールの遵守をもたらすのに十分な力を持たなくなったとき，団体はルール違反に対して処罰を導入しなければならなかったのである。

処罰の明示的な導入は，共同体としてのムラの「醇風」の喪失の表現であると同時に，人々の共同体の文化的な抑制力からの解放の進行の表現でもあったのである。

しかし，人々の共同体の文化的な抑制力からの解放の一層の進行が，意識的な契約による入会団体の規律の再編にではなく，その自治能力そのものの喪失に向かうとき，名目的な処罰の存否にかかわらず，山は荒廃したのである。

「公有地の悲劇」とは，共同体の崩壊過程の産物であった。それは，一方で共同体が自治能力を喪失しながら，他方でその公有地が共同体の紐帯を断ち切った個人によって，旺盛に競争的に利用されるときに発生したのである。そのとき，公有地に私的所有権が形成されれば，そうした公有地の荒廃は防ぎえたであろう。

しかし，明治期において，いったんは衰弱した入会団体の自治能力が回復することによって，山が再生した事例は，そうした総有のシステムが持っていた生命力の意外な強さを示してもいたのである。(10)

引用文献

〔1〕 A. A. Alchian and Demsetz. H., "The Property Rights Paradigm", *Journal of Economic History*, Vol.33, No.1, 1973.

注（10） ここでは，別の観点からもその点について簡単にふれておこう。

私的所有権の存在が公有地の悲劇の発生を回避できるのは，それが，ある土地の利用について一つの統一的な意思を形成できるからであったことを今一度想起する必要がある。

私的所有権が土地の全体を覆う社会を想定しても，その土地の上には大気が広がっている。そして，大気はそこにおいても「誰もが自由にアクセス可能な場」でありつづけるであろう。また，私的所有権の支配的な社会においても，普通，川や海は私的所有権の対象の外に残される。そうした場において，公有地の悲劇と同型的な問題が生じることはしばしば指摘される通りである。そこでは，そのままでは，大気や川や海の利用について，どんな統一的な意思も存在しないからである。

それでは，社会はそうした大気や川や海の利用の問題をどうやって処理できるであろうか。川や海や大気にまで私的所有権を設定したり，逆に，人々の土地に対する私的所有権そのものを完全に廃絶してしまうという，あまり魅力的ではない道をとらないとすれば，人々は一方で土地の私的所有者として自立しながらも，他方で自らの私的所有者としての存在の前提条件であり補完的条件でもある，大気や川や海について，社会の統一的な意思を形成して管理し，そのもとでそれらを私的に利用するしかないであろう。これが，まだ崩壊にむかわない入会に示された総有のシステムと同型的なシステムであることはいうまでもない。

この点，Marx〔5〕，石田〔11〕，参照。なお，前者においては，「私的」という表現は，ローマ法的な私的所有についてのみ用いられ，ゲルマン法的な総有関係を結ぶ人々の所有に関しては「個人的」という表現を用いて区別している。また，後者は，日本語の文献として極めて早い時期に総有の現代的意義について述べたものである。とりわけ，その第5章を参照。

〔2〕 H.S.Gordon, "The Economic Theory of a Common Property Resource : The Fishery," *Journal of Political Economy*, Vol. 62, No.1, 1954.
〔3〕 G. Hardin, "The Tragedy of the Commons," *Science*, Vol. 162. December 13th, 1968.
〔4〕 J. Locke, *Two Treatises of Government*, Cambridge University Press. 1960. 鵜飼信成訳『市民政府論』，岩波文庫，1968年。
〔5〕 K. Marx, *Pre-capitalist Economic Formations*, Lawrence & Wishart, 1964. 手島正毅訳『資本主義的生産に先行する諸形態』，国民文庫，1963年。
〔6〕 P. A. Neher, *Natural Resource Economics*, Cambridge University Press, 1990.
〔7〕 M. Taylor, *The Possibility of Corporation*, Cambridge University Press, 1987.
〔8〕 福島正夫・北條浩編，『昭和五年　全国山林原野入会慣行調査資料』第二巻，徳川林政史研究所，1969年。（農林省調査の謄写版本による集成。）
〔9〕 石田文次郎，『土地総有権史論』，岩波書店，1927年。
〔10〕 戒能通孝，『入会の研究』，日本評論社，1943年。
〔11〕 中田薫，『村及び入会の研究』，岩波書店，1949年。
〔12〕 寺出道雄，「マルクスのエンクロージャー論」，『三田学会雑誌』84巻1号，1991年。

（経済学部助教授）

※筆者の不注意により，前稿「水田と風土」（本誌85巻4号）の図3（83頁），図4（84頁）に誤りがあった。この場を借りて訂正させていただく。

図3 訂正

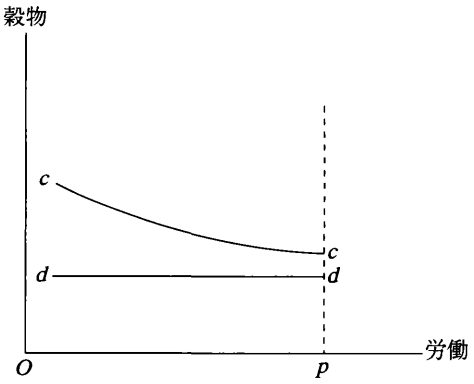
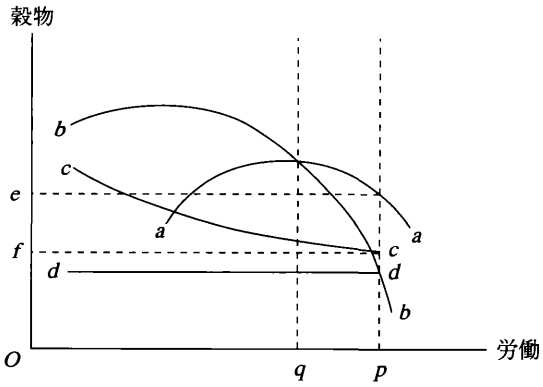
図4 訂正